

**玉浦西地区まちづくり検討委員会**  
**報 告 書**

**【画地の配置及び公共・公益施設整備方針編】**

**平成25年2月**

**玉浦西地区まちづくり検討委員会**

玉浦西地区まちづくり検討委員会  
報告書 目次  
【画地の配置及び公共・公益施設整備方針編】

1. はじめに	1
2. 画地の配置の検討	3
2-1 検討方法について	3
2-2 画地の配置（案）	4
3. 公共・公益施設整備方針の検討	5
3-1 計画の考え方	5
3-2 公園・緑地の整備方針	6
3-3 街区内幹線道路の整備方針	19
3-4 公益施設の整備方針	21
3-5 災害公営住宅の整備方針	22

参考資料

- ① 玉浦西地区まちづくり検討委員会 委員名簿
- ② 玉浦西地区まちづくり検討委員会 議事要旨
- ③ 玉浦西地区まちづくりニュース
- ④ 公園兼調整池の雨水調整池の貯水容量の考え方
- ⑤ （仮称）東公園の遊具・健康遊具参考資料
- ⑥ （仮称）中公園・集会所の防災ファニチャー参考資料
- ⑦ （仮称）西公園・集会所の設計で参考にした伝統的な居久根の構成
- ⑧ 玉浦地区に存在している居久根公園の例
- ⑨ 居久根（街路樹）の配置計画図
- ⑩ 緑道に配置する景観に配慮したごみ集積場
- ⑪ 各集落における季節ごとのイベント
- ⑫ 田園都市レッチワース（イギリス）の街並み
- ⑬ 漢方、ハーブガーデンの植物例

## 1. はじめに

---

### (1) 本報告書の位置づけ

「玉浦西地区まちづくり検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）では、玉浦西地区のまちづくり方針及び土地利用計画に関する検討・協議を行い、平成 24 年 9 月に「まちづくり方針及び土地利用計画編」として報告書のとりまとめを行ったところである。

その後、玉浦西地区に土地を購入・借地される方々の具体的な宅地の配置（以下、「画地」という。）及び地区内に整備される公共・公益施設について検討を進めてきたところであり、本報告書はそれらの内容についてとりまとめたものである。

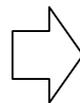
なお、検討委員会では、今後、地区内の景観やまちづくりのルールを定めた地区計画（案）の検討、新たな交流や地区の名称・シンボル等新たな地域づくり方策の検討を行って、それぞれ報告書としてとりまとめる予定である。

検討委員会における検討項目と本報告書の位置づけを以下に示す。

#### ■検討委員会における検討項目と本報告書の位置づけ

##### まちづくり方針及び土地利用計画

- ・まちづくりアンケート調査
- ・まちづくりの方針の検討
- ・土地利用計画の検討



平成 24 年 9 月報告書作成済み

##### 画地の配置方針の検討

- ・個人住宅及び災害公営住宅の配置について

##### 公共・公益施設整備方針の検討

- ・公共・公益施設の整備方針について
- ・公園等の計画図について

本報告書の内容

##### 地区計画（案）の検討

- ・緑化等の景観について
- ・まちづくりのルールについて

##### 新たな地域づくり方策の検討

- ・新たな交流や地区の名称、シンボル等について

(2) 検討内容とスケジュール

検討委員会における検討内容と検討スケジュールで表1に示す。

なお、当初のスケジュールでは、画地の配置方針（案）の検討について平成24年12月から平成25年2月の間に行う予定としていたが、

○平成25年度中の土地の引渡しのためには、画地の配置が決定した上で、詳細な設計を進める必要があること

○第2回の個別面談では7月末を最終の提出期限としていたが、その後も変更の申出があり、10月12日を締め切りとして意向の最終確認を行ったことから、その最終確認内容を踏まえて画地を決定することが効果的であること

○画地を早く決定することにより、移転者が住居の建築の検討に入ることができ、平成25年度末の建築工事の着工に向けた移転者ごとのスケジュールを組むことができること等を勧告して、スケジュールの変更を行った。

表1 画地の配置及び公共・公営施設整備方針作成までの検討経過

年	月	回	月日	検討内容	備考
24	10	11	10/17	画地の配置方針（案）の検討 ※個人住宅及び災害公営住宅の配置方針（手法）について	
	10	11		地区ごとに画地割りを検討	
	12	12	12/12	画地の配置（案）の報告 ※個人住宅及び災害公営住宅の配置について 公共・公益施設整備コンセプト（案）の検討 ※公共・公益施設の整備コンセプトについて	2/6に公共・公益施設整備方針（案）と合わせて市長へ報告 ※地区計画及を意識した検討を行う。
25	1	13	1/9	公共・公益施設整備方針（案）の検討 ※公共・公益施設の整備方針（案）について ※公園等の計画図について	
		14	1/23	公共・公益施設整備方針（案）の報告の検討 ※公共・公益施設の整備方針（案）について ※公園等の計画図について	
	2	15	2/6	画地の配置（案）を市長へ報告 公共・公益施設整備方針（案）を市長へ報告	

各会議の議事要旨及び各会議の概要を記載した「玉浦西地区まちづくりニュース」を参考資料に示す。



## 2. 画地の配置の検討

---

### 2-1 検討方法について

画地の検討方法については、二野倉・藤曽根をひとつの地区として扱い、決定方法も含め5地区別に進めることとした。

各地区の会合の開催状況を以下に示す。各会合では、玉浦西地区において土地を購入又は借地する方々に出席いただき、画地の決定方法及び画地の決定を行った。

表2 画地割に係る各地区会合の開催状況について

地区	日時	開催場所
新浜	平成24年10月28日(日)	市役所6階 第1会議室
長谷釜	平成24年10月28日(日)	里の杜東住宅集会所
藤曽根	平成24年10月28日(日)	総合福祉センター(iプラザ)
二野倉	平成24年11月4日(日)	2階大会議室
相野釜	平成24年10月28日(日) 平成24年11月3日(土)	里の杜東住宅集会所
蒲崎	平成24年11月3日(土)	里の杜西住宅集会所

なお、画地の検討を行うにあたっては、各地区からの意見を踏まえ、土地利用計画図に関して、以下の変更を行っている。

#### <相野釜地区>

- ・街区構成の変更
- ・災害公営住宅の位置の変更

#### <長谷釜地区>

- ・北側街区の街区幅の変更
- ・災害公営住宅の位置の変更

#### <藤曽根・二野倉地区>

- ・北側街区の街区幅の変更
- ・災害公営住宅の位置の変更

## 2-2 画地の配置 (案)

各地区との協議を踏まえて、画地を以下のように決定した。



図1 玉浦西地区 土地利用計画図 (宅地割案: 平成24年12月12日現在)

### 3. 公共・公益施設整備方針の検討

#### 3-1 計画の考え方

公共・公益施設の整備方針を検討するにあたっては、玉浦西地区まちづくり検討委員会報告書（まちづくり方針及び土地利用計画編）の基本理念である、従来からの地区のコミュニティを最大限に尊重しつつ、新たなまちを形づくる“つながり”を重視したまちづくりとともに、以下の7つのまちづくり方針を基本に進めることとした。

7つのまちづくり方針
自然災害に強い安全・安心なまち
自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
緑豊かで水辺のある景観のよいまち
スーパーと個人商店が複合した楽しく買い物ができるまち
地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

また、各項目に共通する整備コンセプトとして、以下の基本的な考え方に留意して行った。

#### ■整備の基本的な考え方（共通事項）

- ・ 貞山堀をイメージした緑道が公園及び公園兼調整池内を横断するので、貞山堀の線形の確保を行う。
- ・ 集会所の敷地と公園の敷地は、一体感が保てるように整備する。
- ・ 公園の植栽は管理しやすい樹種を選定し、できるだけ四季を感じられるものとする。
- ・ 公園のメインとなる樹種を選定には地区の意見を取り入れる。
- ・ 6地区のシンボルは、緑道を中心として公園及び災害公営住宅の用地に配置する。
- ・ ごみ集積所は、概ね30戸に1か所を基本に、公園、緑道及び災害公営住宅の用地に配置する。

## 3-2 公園・緑地の整備方針

### 1. 公園・緑道の配置図と考え方

玉浦西地区まちづくり検討委員会での議論を踏まえて、具体的な設計では、以下の事項を基本として整備する。

#### ①千年に一度の大災害の復興第一号となることに鑑み、力強い復興を世界に発信できる計画とする。

復興住宅地のコミュニティの中心となる明るく、楽しい場として、集会所、緑道、公園を一体的に整備する。

#### ②安全で、安心な公園・緑道とする。

公園内の樹木や盛土については、犯罪やいたずら等の抑止を図ることができるように、死角を少なくする配置にするとともに、公園内の南側や東側については日当たりを考慮し、北西側については北風を防ぐように配慮する。

公園と緑道等との境については、公園からの飛出しによる事故を防止するために、柵や緑地帯を設ける。

#### ③郷土の文化的景観である居久根の再生を行う。

従来の構成種であるスギは、塩害により枯死したため、津波で生き残った樹木の毎木調査に基づき、ケヤキ、コナラ、オオヤマザクラ、シロダモ、ヤブツバキなどを、新しい居久根の構成種とし、市民と市との協働により「コミュニティ居久根」を創り出す。

#### ④日本の美しさを日々の暮らしの中で、実感できる、心豊かなまちを創り出す。

春：多様な桜の品種を植栽し、桜の名所となるようにする。

日米親善の桜の寄付などを働きかけていく。(ポトマック河畔の桜との縁)

夏：芙蓉、百日紅など、被災した地域で親しまれてきた花木を植栽する。

秋：被災した地域に残っている多様な品種の紅葉を植栽する。

また、金木犀などの香り高い樹木を植栽し、季節感が感じられるようにする。

冬：ろうばい、梅など品性のある冬の景観を創出する。

#### ⑤健幸先進都市・岩沼を象徴する健康づくりに配慮した公園とする。

バリアフリーとし、健康づくりに向けた整備を行う。

健康に配慮し、観賞用薬草、ハーブ等地被植物の導入を検討する。

#### ⑥生物多様性に配慮した設計とし、生き物との共生を図る。

特に、調整池における湿地機能の付加について工夫する。

## 玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



## 2. 各公園、緑道の基本計画の考え方

### (1) 公園兼調整池

#### ①使い方のイメージ

復興まちづくりの象徴となる空間であり、玉浦西地区への来訪者（被災地視察等）を迎えるゲート（門）である。被災前の玉浦地区（6地区）をつなぐ仕掛けとして、花見や芋煮会などのイベントや多目的利用が可能な平場、眺望に配慮したステージ機能を有する丘を備えた公園とする。

#### ②整備の基本的な考え方

- ・公園兼調整池の防災調整池については、放流先の位置を踏まえ、地区の東側に配置する。
- ・調整池エリアの断面としては多段式とし、降雨時に常時水が貯まるエリア、大雨時に水が貯まるエリア、水が入らないエリアの3区分を想定する。
- ・水が入らないエリアについては、復興や地域イベント等が行える広場を確保する。
- ・大雨時に水が貯まるエリアについては、多目的な利用が可能となるような空間を確保する。
- ・生活利便施設エリアと一体となって広がりのある空間を確保できるよう、生活利便施設に隣接して配置する。
- ・地区の西側に新たなシンボルとなる丘（3m程度。イベント開催時のステージ機能を有する）を設置する。
- ・安全性を確保するために、大雨時に閉鎖する必要があることから、柵（高さ1.2m程度）と緑地帯（幅1.0m程度）を組み合わせたもので外周を囲むとともに、出入り口についても大雨時に閉鎖可能な門を設置する。

#### ③検討施設・規模・事業費

公園兼調整池／約1.2ha、植栽、駐車場（約20台）、シンボル丘

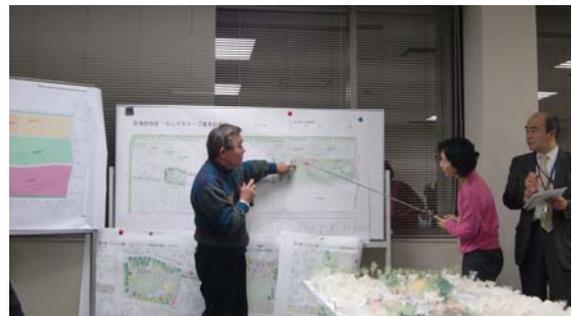
#### ④設計の考え方

調整池の冠水するエリアについては、維持管理、景観、生物多様性、利用などの要因を考え、以下のような方針とする。

- ・ 降雨時に常時水がたまるエリア：法面の降雨による崩壊を防ぐため湿地植物の導入を検討する。なお、ヤナギなどは、挿し木で安価で、容易に生育するため、法面保護には適切である。平地の冠水エリアには、アヤメ、ショウブなどをいれる。かつて、岩沼には湿地、沼が点在しており、初夏の風物詩であった。
- ・ 大雨時に水がたまるエリア：多目的な利用が行えるような芝生広場等を確保する。
- ・ 水が入らないエリア：通学路及び、地域の集い、イベントが行える広場を確保する。
- ・ 地区の西側にシンボルとなる丘（3 m程度）を配置する。

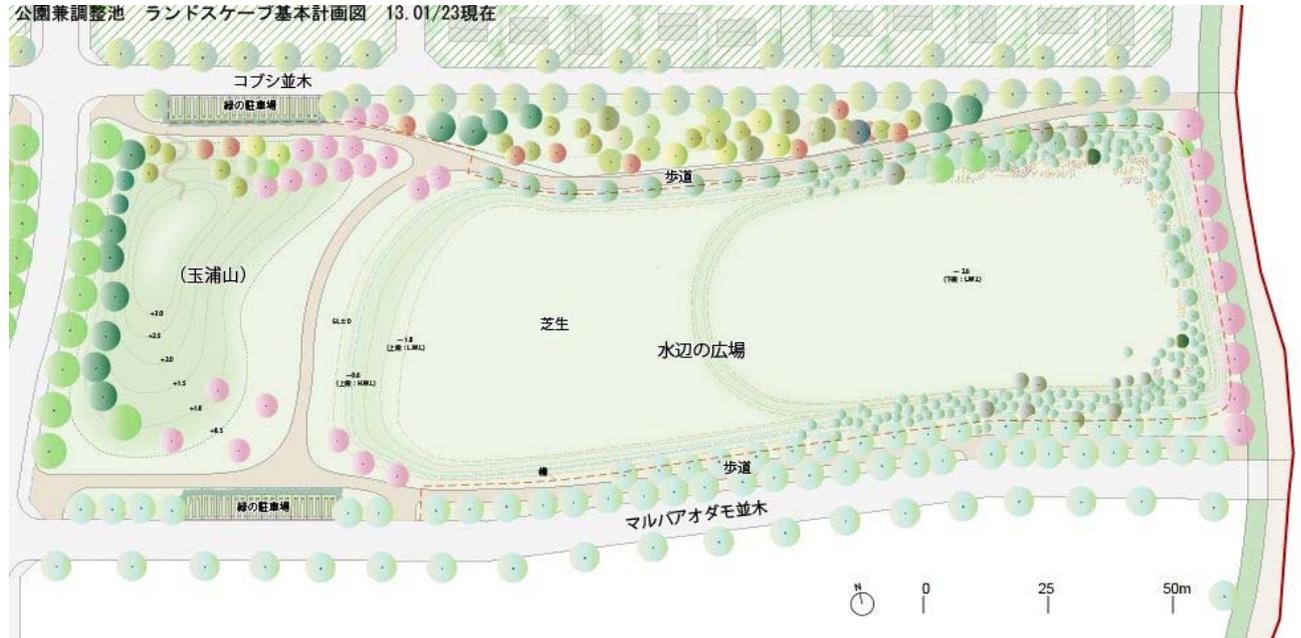
#### ⑤植栽計画のイメージ（詳細は実施設計において検討する）

- ・ 恵み野住宅地に隣接するエリアは、景観的に美しい場として育てていく必要があり、桜（普賢像等）などの、華やかな品種を選んで植栽する。
- ・ 降雨時に水が貯まるエリア及びその周辺の植栽可能な法面は、アヤメ、シャガ、ヤナギ、ハンノキ、マルバアオダモ等の湿地性の植物とする。
- ・ 災害公営住宅の隣接地は、日当たりを確保し、四季の変化を楽しむことができるよう、雑木林（コナラ、イヌシデ、ヤマボウシ、エゴノキ）などとし、道路沿いは、コブシなどの春を告げる樹木を考える。
- ・ 水につからない広場は、お花見などができるように、多様な桜を配植する。  
（うこん、紅豊、雅、楊貴妃、御車返し、寒緋桜等）
- ・ シンボル丘の周辺は、冬季の季節風を防ぐ居久根の形態を踏襲する。シラカシ、アラカシ、コナラなどの混交林。
- ・ 街路に沿って街路樹となる樹木を植栽する。樹種は、今後、検討を行う。  
（例）西側：花木（ハナナシ等）、北側：コブシ、東側：桜、南側：マルバアオダモ 等



<平面図>

公園兼調整池 ランドスケープ基本計画図 13.01/23現在



## (2) (仮称) 東公園・集会所

### ①使い方のイメージ

公園兼調整池との連続性、一体感を持ち、子供たちが自然を感じながら安全に遊べる、地区の住民が主体的に管理、見守りしやすい公園及び集会所とする。

### ②整備の基本的な考え方

- ・高齢者と子供の交流も視野に入れた平屋建ての集会所を設置する。
- ・安全に遊べる遊具を設置する。
- ・公園兼調整池との連続性、一体感が感じられる作りとする。

### ③検討施設・規模・事業費

公園（コンビネーション遊具、植栽等）／約 3000 m<sup>2</sup>（集会所敷地を含む）

集会所／約 100 m<sup>2</sup>（建物）

駐車場

事業費（公園／約 50 百万円、集会所／25 百万円）

### ④設計の考え方

- ・将来を担う子供たちが、のびのびと遊ぶことのできる楽しい公園とする。
- ・隣接する調整池の公園と一体感のあるものとし、全体を緩やかな盛土芝生の連続する空間とし、随所におおらかな遊具を配置する。集会所のデザインも、子供の想像力を喚起するような夢のあるデザインとする。
- ・子どもの利用をコンセプトとした公園であることから、集会所と一体となった屋外トイレの整備を検討する。

### ⑤植栽計画のイメージ（詳細は実施設計において検討する）

- ・東側は、調整池の公園と一体となるような明るい雑木林、花木を配植する。
- ・北側は、コブシとし、災害公営住宅と一体となった空間とする。
- ・西側は、居久根の構成とする（シラカシ、アラカシ、ヤマボウシ）。隣接する住宅の日当たりを確保するため、境界から少し離して植栽する。境界は、生垣とする。
- ・緑道と連続する南側の入口は、二野倉地区などのシンボルツリーであるサルスベリ等を植栽する。

<平面図>



### (3) (仮称) 中公園・集会所

#### ①使い方のイメージ

玉浦西地区の中央に位置し、地区の防災力を高める防災機能を兼ね備え、地区全体の交流の中心となる公園および集会所とする。

#### ②整備の基本的な考え方

- ・玉浦西地区全体で交流することができるスペースや防災倉庫を兼ね備えた2階建ての集会所(太陽光パネルの設置を検討)を設置する。
- ・雨水や井戸等による防災用水機能をもつ親水空間を整備する。
- ・トイレは災害時にも使用できる防災型のトイレとする。
- ・避難訓練や災害発生時に利用しやすいように遊具の設置は最低限にとどめ、植栽についても配慮する。

#### ③検討施設・規模・事業費

公園(植栽、井戸等) / 約 3000 m<sup>2</sup> (集会所敷地を含む)

集会所(防災倉庫) / 約 200 m<sup>2</sup> (建物)・駐車場

事業費(公園 / 約 50 百万円、集会所 / 50 百万円)

#### ④設計の考え方

- ・防災公園として、広い芝生広場を確保する。集会所は、避難拠点であり、非常時には場所が容易にわかる必要があるため、目印となる高木を配置する。非常時用の防災トイレ、備蓄倉庫、かまどベンチ、井戸等、防災公園としての機能を整える。
- ・この広場を取り囲み植栽を行う。また、日常的な利用を促進するため、健康遊具を導入する。

#### ⑤植栽計画のイメージ(詳細は実施設計において検討する)

- ・緑道から連続する空間は、開放的な空間とし、広がりのある防災広場(芝生広場)が一望できるようにする。導入部には、明るい花木などを植栽する。
- ・集会所の近傍に、非常時の目印としてのケヤキを植栽する。
- ・西側は、居久根の構成とし、隣接する住宅への日当たりを配慮し、境界から少し離して植栽を行う。境界沿いは、生垣とする。

<平面図>

中公園（防災公園） ランドスケープ基本計画図 13.01/23



#### (4) (仮称) 西公園・集会所

##### ①使い方のイメージ

幹線道路を跨いだ西側の地区とのつながりとなり、誰もが、ふるさとの自然や文化を感じる憩いの場としての公園及び集会所とする。

##### ②整備の基本的な考え方

- ・ふるさとをイメージできる平屋建ての集会所を設置する。
- ・健康づくりができる健康遊具を設置する。

##### ③検討施設・規模・事業費

公園（植栽、井戸等）／約 3000 m<sup>2</sup>（集会所敷地を含む）

集会所／約 100 m<sup>2</sup>（建物）

駐車場

事業費（公園／約 50 百万円、集会所／25 百万円）

##### ④設計の考え方

- ・玉浦地区の居久根のある農家の実地調査を踏まえて、設計を行う。
- ・集会所は、基本的に母屋と倉（倉庫）からなる伝統的スタイルを継承した構成を検討する。倉に相当する部分は、パーゴラなどの公園施設とする。
- ・北西部に、居久根、前庭は広くとり、菜園としての利用も可能とする。
- ・南面には、観賞用薬草園など、健康に配慮した工夫を行う。
- ・東側には、日照を妨げない程度の落葉樹を植栽し、玉浦地区の伝統的スタイルを継承する。
- ・隣接する長谷釜地区の皆さんから要望がある、大銀杏を植栽する。

##### ⑤植栽計画のイメージ（詳細は実施設計において検討する）

- ・北側、西側は、基本的に居久根の樹種構成を植栽する。
- ・西側については、歩道空間に街路樹を植栽できないことから、街路樹を兼ねる樹木を植栽する。
- ・集会所の周辺は、居久根のある農家に植えられていた柚子、モモ、ヤブツバキなどを植栽する。
- ・南側は、日当たりに考慮した植栽とし、観賞用薬草、ハーブ等を植栽する。
- ・広場の東寄りに大銀杏を植栽する。

<平面図>



## (5) 緑道

### ①使い方のイメージ

玉浦西地区と三軒茶屋地区を結ぶ安全・安心な歩行者動線であり、ふるさと玉浦を感じられる緑道とする。

### ②整備の基本的な考え方

- ・地区内のメインとなる歩行者動線として、各地区の街区公園及び公園兼調整池をネットワークし、東西方向につなぐ緑道を配置する。
- ・歩行者動線は、玉浦小学校や中学校の通学路として利用できるよう、公園兼調整池を通じて隣接する恵み野地区とアクセス可能なように配置する。
- ・区画道路による分断を可能な限り減らすとともに、緑化等により安全で、かつ歩いていて楽しい歩行者空間を確保する。

### ③検討施設・規模・事業費

緑道（幅員 8 m、植栽、休息施設等）

事業費約 40 百万円

### ④設計・植栽の考え方（詳細は実施設計において検討）

#### ・Aゾーン

四季の変化に富んだ緑道とする。ハナカイドウ、アジサイ、カエデなど。

#### ・Bゾーン

西公園と中公園をつなぐ、住宅地の中心となる緑道。

幅員の狭い空間でも、美しく咲く品種を厳選し、植栽する。

また、季節の変化を重視し、イヌシデ、カエデ、マンサクなどの雑木林の構成種を植栽する。

#### ・Cゾーン

中公園 隣接地

中公園と一体となった植栽とする。

#### ・Dゾーン

中公園と東公園をつなぐ住宅地の中心となる緑道

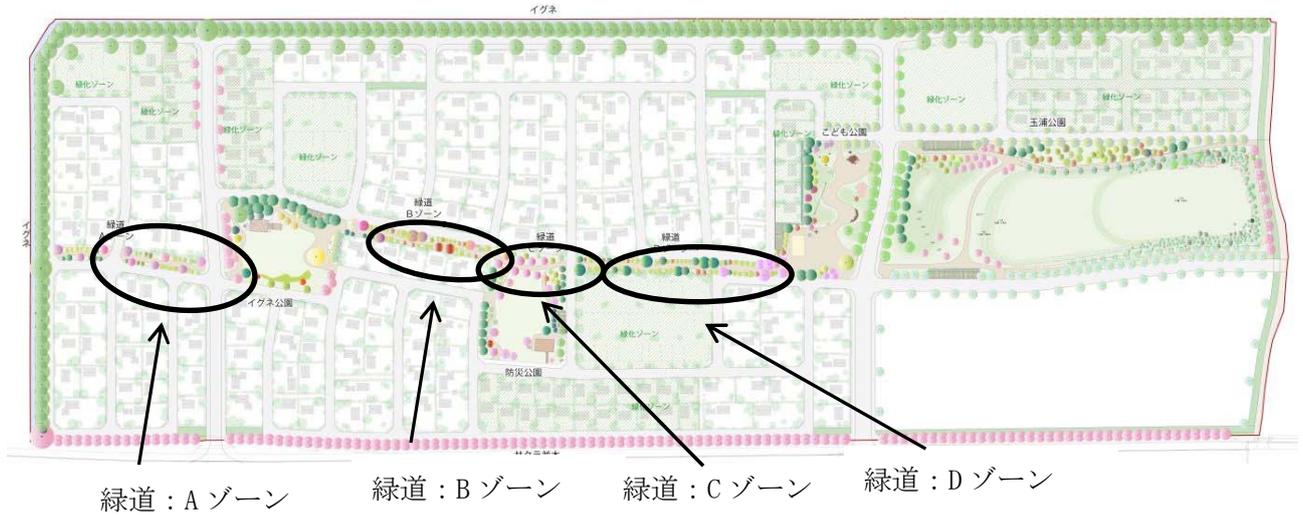
四季の変化を楽しむために、基本的に雑木林の構成種とする。

また、主要樹木としては、夏季に貴重であり、端正なただづまいであることから、古くから人々に愛されてきたナツツバキ等を植栽する。

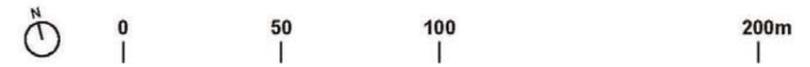
- ・A～Dゾーン以外の貞山堀をイメージした動線については、貞山堀の原形動線を尊重するとともに、各ゾーンとの連続性を持つように園路や植栽等の設計において配慮を行う。

<平面図>

玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



# 玉浦西地区 ランドスケープ基本計画図



樹木凡例			
高幹広葉樹 (円葉)	高幹広葉樹 (針葉)	落葉広葉樹	常緑広葉樹
キンモクセイ	アラカシ	ザイフリボク	カエデ
モッコク	シラカシ	マルバアオダモ	コブシ
ヤブツバキ	シロダモ	ハウモクレン	コナラ
ナツツバキ	オガタマノキ	ヒメリンゴ	クヌギ
ソヨゴ	カヤ	モミジ	カツラ
	スダジイ	イロハモミジ	ハナナシ
			サルスベリ
			ヤマボウシ
			イヌシデ
			アカシデ
			エゴノキ
			ケヤキ
			ハナカイドウ
			マンサク
			イチヨウ
			シダレヤナギ
			ハンノキ
			水松
			ヤナギ
			カキ
			モモ
			アンズ
			ユズ
			ワコノ
			クワミズザクラ
			カンヒザクラ
			思い川
			特製魚
			桐貴妃
			紅葉
			八重紅枝垂
			御幸返し
			鶯
			十月ザクラ
			サクラ
			紅千鳥
			ブンゴウメ
			鯉の鯉
			紅
			白

### 3-3 街区内幹線道路の整備方針

#### ①使い方のイメージ

電線の裏配線により景観に配慮するとともに、歩車分離による安全・安心な交通処理ができる道路とする。

#### ②整備の基本的な考え方

- ・ 県道岩沼海浜緑地線との取り付け部を起終点として、基本的な自動車動線が地区内に混入しないよう、及び地区内の宅地配置が柔軟に行えるよう地区境界までを使ったループ状に配置する。
- ・ メインとなる自動車交通の処理だけでなく、地区内景観を形成する基本動線であることから、良好な道路景観を確保することに配慮する。特に、北側区間においては、法面と一体となった「居久根空間」として構成できる断面を確保するとともに、電線の裏配線による無電柱化を検討する。

#### ③検討施設・規模・事業費

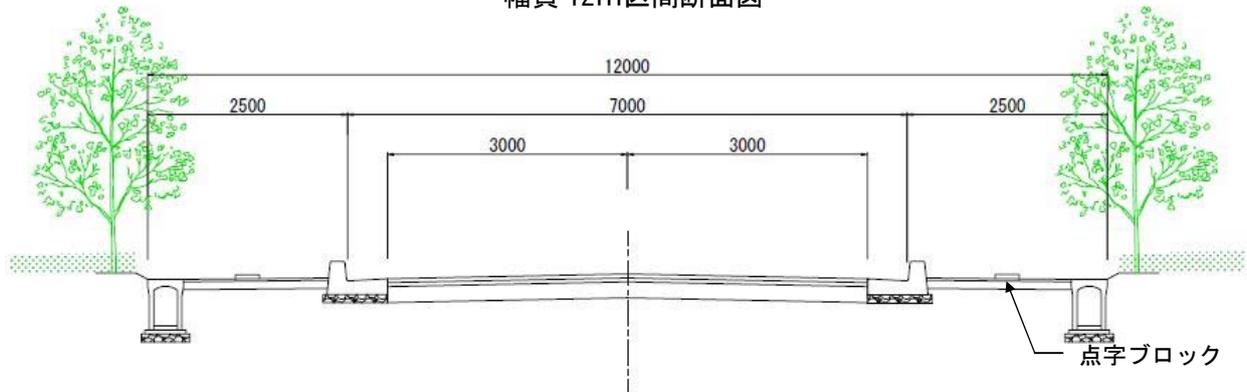
道路（幅員 12m）

※県道との接続部分（東側）に右折レーンを設置

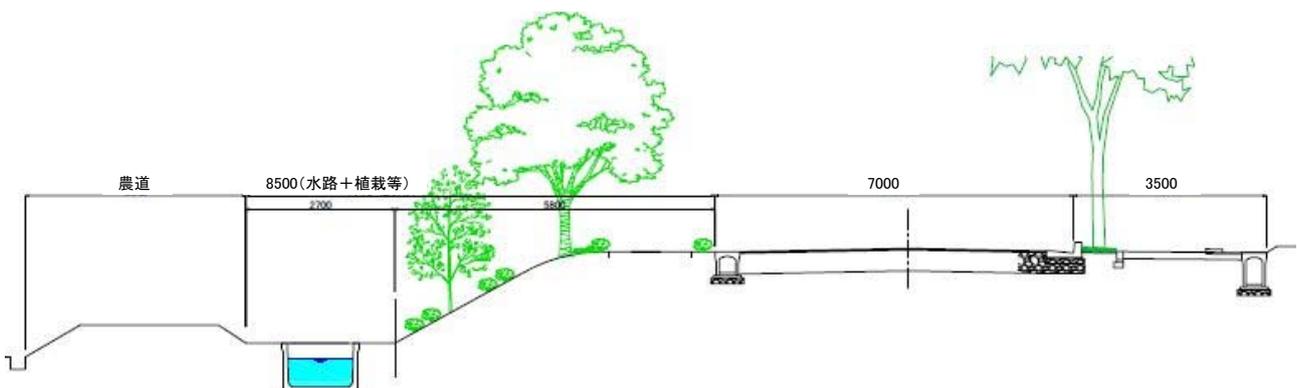
街路樹（東西路線区間）

#### ④街区内幹線道路の整備イメージ

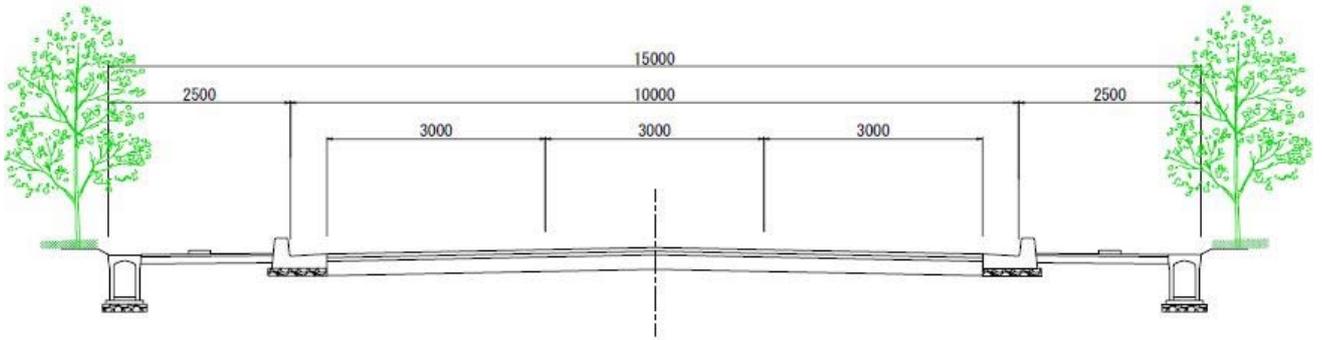
幅員 12m区間断面図



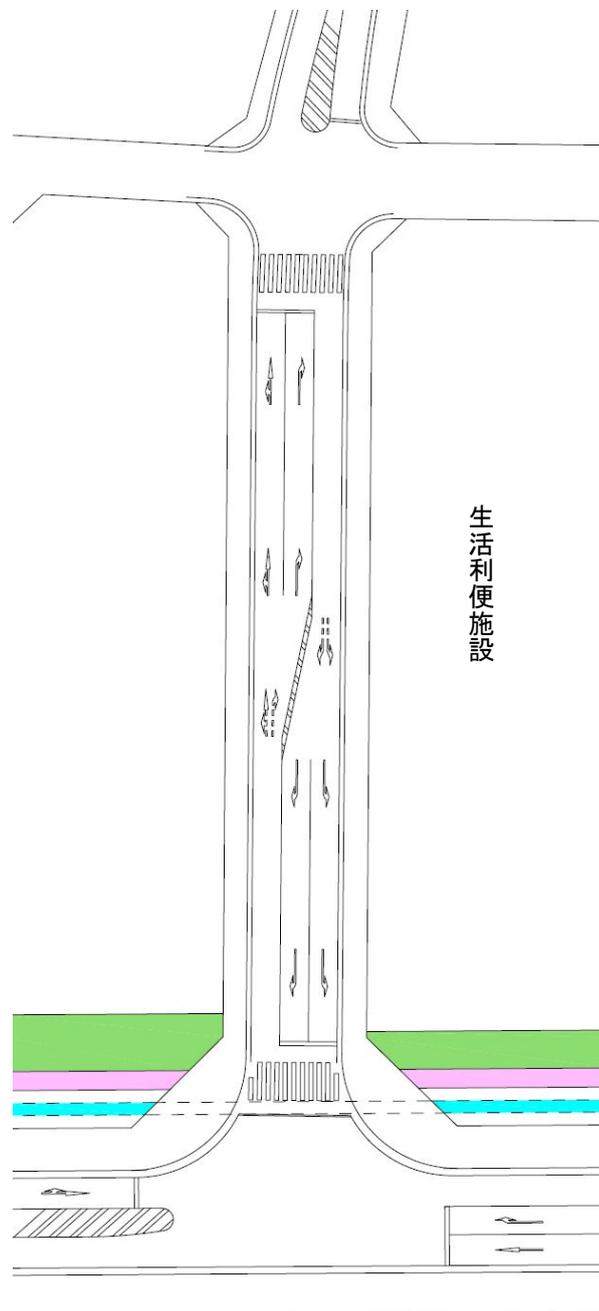
幅員 10.5m区間（居久根空間）断面図



幅員 15m区間断面図



幅員 15m区間平面図



### 3-4 公益施設の整備方針

#### ①使い方のイメージ

スーパーと個人商店が複合し楽しく買物ができるとともに、高齢者や子育て世代に必要な機能を備えた玉浦地区の復興に貢献できる施設とする。

#### ②整備の基本的な考え方

- ・被災した個人商店が入店できるとともに、地元雇用や地産地消を实践できるスーパーの誘致を図る。
- ・高齢者や子育て世代に必要なクリニックや保育所などの誘致を図る。
- ・集客施設等の検討により集客機能の向上を図ることのできる事業者の誘致を図る。
- ・民間活力による玉浦地区の復興に寄与することのできる事業者の誘致を図る。

#### ③検討施設・規模・事業費

スーパー、クリニック、保育所等（約2.2ha）

※地元運営が可能な飲食、産直、震災展示機能等を有する施設の検討を行う。

※具体的な内容については、公募等で決定する。

### 3-5 災害公営住宅の整備方針

#### ①使い方のイメージ

災害に強く、入居者のライフスタイルや景観、環境等に配慮した、いつまでも安心して暮らせる住宅とする。

また、将来的には、高齢者や子育て支援施設への一部転換も可能な住宅とする。

#### ②整備の基本的な考え方

- ・整備については、市と県で「災害公営住宅整備に係る業務協定」を締結したことにより、県が行う。
- ・整備方針等については、これまでの検討委員会の意見や宮城県災害公営住宅整備指針（平成 24 年 7 月）を踏まえ、県と市が共同でのたたき台を作成し、それを基に検討委員会の検討を踏まえ成案とする。なお、まちづくり方針を踏まえ、災害公営住宅の敷地内における電線地中化について、市と県で協議を行う。